

輸血用血液の初流血除去実施について

日本赤十字社 血液事業本部

1. 必要性及び効果

採血時に初流血除去を行うことにより、皮膚常在菌及び皮膚常在菌が潜んでいる可能性のある皮膚片の混入を排除又は低減化できる。このため、初流血除去は製剤中の細菌汚染を防止し、また皮膚常在菌が完全に排除できない場合でも、細菌の混入数の低減化により増殖を遅らせ、有効期間内に細菌が重篤な副作用を招く濃度に達することを防ぎ、製剤の細菌汚染に関する安全性を向上させることができる。また、今後予定している血小板製剤の期限延長には初流血除去が必須となる。

2. 初流血除去の対象製剤

全ての輸血用血液製剤

3. 導入時期

血小板製剤については平成 18 年 10 月 26 日（木）から開始しており、全血由来製剤については平成 19 年 1 月 16 日（火）から教育訓練を行い順次導入し、平成 18 年度末までに全面実施の予定である。

なお、成分採血由来血漿製剤については、成分採血キットが準備され次第、開始する予定である。

4. 初流血除去量

全血採血及び成分採血ともに 25 mL とする。

5. 初流血の活用

初流血採取バッグより検査用及び保管用検体（計 21 mL）を採取する。